札幌市指定給水装置工事事業者　指定更新申請（郵送等）手続き

１　送付場所（あて先）

〒060-0041　札幌市中央区大通東１１丁目２３番地
札幌市水道局　給水装置課給水技術係　　電話：011-211-7055　FAX：011-211-7082

２　指定の更新要件　（水道法第２５条の３、水道法施行規則第２０条）

（1）　事業所ごとに給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置くこと。

（2）　次の機械器具を有すること。
イ 管の切断用の機械器具（金切りのこ等）
ロ 管の加工用の機械器具（やすり、パイプねじ切り器等）
ハ 接合用の機械器具（トーチランプ、パイプレンチ等）
ニ 水圧テストポンプ

（3）　次のいずれにも該当しないこと。
イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの
ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
ハ 水道法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
ニ 指定を取り消された日から２年を経過しない者
ホ 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
ヘ 法人の役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

３　提出書類　（水道法第２５条の２、水道法施行規則第１８条、１９条）

【法人の場合】
（1）　指定給水装置工事事業者指定申請書（別紙　水道法施行規則様式第１）
（2）　機械器具調書（別紙　水道法施行規則第１別表）
（3）　誓約書（別紙　水道法施行規則様式第２）
（4）　給水装置工事主任技術者証の写しまたは免状
（5）　札幌市指定給水装置工事事業者証明書（紛失した場合は「証明書紛失届」の提出）
（6）　返信用封筒（角形２号封筒）〈140 円分の切手を貼付け、返信先の住所・宛名を記入したもの〉
（7）　指定更新の郵送等受付に伴う確認書
（8）　定款または寄付行為の写し
（9）　登記簿の謄本または登記事項証明書（履歴事項全部証明書）〈申請日前１ヶ月以内に発行されたもの〉

【個人の場合】
(1)～(7)　法人と同じ
（8）　住民票〈申請日前１ヶ月以内に発行されたもの〉

４　更新時に確認する事項（別紙 1）

（水道法第 25 条の 8 及び水道法施行規則
第 36 条に従い、適正に給水装置工事の事業を運営していることの確認）
（1）　指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
（2）　指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
（3）　給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
（4）　適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

（裏面へ続く）

5　確認事項に必要な書類（参考）

（1）　指定給水装置工事事業者の講習会の受講を証明する書類（受講している場合）
　　→講習会の修了証書の写し等
（2）　冬のくらしガイド掲載アンケートの写し(アンケートと業務内容に相違がない場合)
（3）　給水装置工事主任技術者の研修会の受講を証明する資料（受講している場合）
　　→e ラーニング試験実施履歴、研修終了日が記載された給水装置工事主任技術者証等
（4）　資格を証明する書類（資格等を有している場合）
　　→給水装置工事配管技能検定合格者証、配管科の課程修了証書等

6　指定手数料　（札幌市水道事業給水条例第３４条、別表４）

８，０００円

申請書類の確認が終わりましたら、納入通知書を返信用封筒にて郵送しますので、納入通知書に明記されている金融機関及び期日までにお支払いください。

7　更新までの流れ

（1）　申請書の提出 ⇒ 提出書類を郵送等で給水技術係宛に送付する。
（2）　申請書の受付 ⇒ 書類に不備がある場合は、水道局から連絡があります。
（3）　手数料の納入 ⇒ 水道局から返信用封筒にて納入通知書を郵送いたしますので、指定された期日までに、届いた納入通知書で手数料（8,000 円）を納入します。
（4）　納　入の確認 ⇒ 領収書(お客さま控)の画像を FAX または E メールで、給水技術係に提示する。
　　※メールアドレスは、返信用封筒に同封した書類に記載されています。
（5）　審　　査 ⇒ 更新の基準を満たしているか審査します。
（6）　更　　新 ⇒ 更新の要件を満たしていれば、更新されます。

8　郵送等での受付による注意事項【重要】

（1）　申請者は、電話の他に FAX または E メールが使用可能であること。
（2）　返信用封筒は、角形 2 号封筒に返信先を記入し切手(140 円)を貼付けた状態で提出すること。なお、返信用封筒は折りたたんで構いません。〈返信先未記入または切手貼付け無しのものは、受付いたしません。〉
（3）　申請者は、水道局からの修正指示が円滑に進むように、申請書の控を取っておくこと。
（4）　手数料の納入が確認出来るまで、申請の受付は完了しません。
（5）　郵送等の方法については、郵便や宅配便業者のメール便などをご利用になれます。

9　指定の通知と告示

手数料納入の確認後からおおむね３週間程度で更新の可否を決定し、申請者へ通知するとともに、指定の更新を行った旨を告示します。

10　更新に関する注意事項

（1）　郵送での更新受付は指定の有効期限の１ヶ月前までです。それ以降は窓口での受付のみとなりますので、郵送での更新はお早めにお願い致します。
（2）　指定の有効期間内に更新の申請がなかった場合は、指定の失効となります。失効しましたら、給水装置工事をすることが出来なくなりますので、ご注意ください。
（3）　指定事項や選任している主任技術者の変更の届出が漏れていると、更新申請を行うことができないため、事前に変更手続きをお願い致します。

（記載例１）指定給水装置工事事業者指定申請書

（表　面）

（札幌市様式）

様式第１（第 18 条関係）

指定給水装置工事事業者指定申請書

札幌市水道事業管理者　殿

〇〇年〇〇月〇〇日

申請者　フリガナ　〇〇セツビ
氏名又は名称　株式会社〇〇設備
郵便番号　〒060-0042
住所　札幌市中央区大通東 11 丁目 23 番地
フリガナ　スイドウ　タロウ
代表者氏名　代表取締役　水道　太郎
電話番号　011-211-7055
ＦＡＸ番号（任意）011-211-7082
Ｅメールアドレス（任意）sapporosuido@city.sapporo.jp

水道法第 16 条の２第１項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第 25 条の２第１項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏名	フリガナ 氏名
代表取締役　水道　太郎（スイドウ　タロウ） 取締役　水道　花子（スイドウ　ハナコ） 取締役　中央　次郎（チュウオウ　ジロウ）	監査役　北　三郎（キタ　サブロウ）
事業の範囲	給水装置工事事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

※登記簿等のとおり，全員の氏名を記入してください。
※個人の場合は代表者氏名を記入してください。

※定款・登記簿等に記載されている「目的」のうち，給水装置工事事業に該当するものを記入してください。

（裏　面）

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社〇〇設備
上記事業所の郵便番号 所在地 フリガナ 代表者氏名 電話番号 FAX 番号(任意) Eメールアドレス（任意）	〒060-0042 札幌市中央区大通東 11 丁目 23 番地 スイドウ　タロウ 水道太郎 011-211-7055 011-211-7082 sapporosuido@city.sapporo.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
ヒガシ　シロウ 東　四郎 シロイシ　ゴロウ 白石　五郎	123456 7890

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の郵便番号 所在地 フリガナ 代表者氏名 電話番号 FAX 番号(任意) Eメールアドレス（任意）	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

（記載例２）機械器具調書

別表（第 18 条関係）

機　械　器　具　調　書

〇〇年〇〇月〇〇日現在

種　　別	名　　称	型式、性能	数量	備　　考
管の切断用の機械器具	金きりのこ		2	
	シャーパー		1	
	エンジンカッター	ABC-123	1	
	パイプカッター		1	
管の加工用の機械器具	やすり		2	
	パイプねじ切り器	DE-45	1	
接合用の機械器具	トーチランプ	F678	1	
	パイプレンチ	GH9	1	
水圧テストポンプ	水圧テストポンプ	IJK001	1	

（注）　種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（記載例３）誓約書

様式第２（第 18 条及び第 34 条関係）

誓　　約　　書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第 25 条の３第１項第３号イから

へまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

〇〇年〇〇月〇〇日

申請者

氏名又は名称　株式会社〇〇設備

住所　札幌市中央区大通東 11 丁目 23 番地

代表者氏名　代表取締役　水道　太郎

札幌市水道事業管理者　殿

（記載例４）

指定給水装置工事事業者の事業運営に関する確認書

届出先　札幌市水道事業管理者

〇〇年〇〇月〇〇日

住　　所　〒060-0041
札幌市中央区大通東11丁目23番地

氏名又は名称　株式会社〇〇設備

代表者氏名　代表取締役　〇〇　〇〇

１　指定給水装置工事事業者の業務内容

直近の「冬のくらしガイド」への掲載に関するアンケートへの回答と内容に変更がない場合は、アンケート回答用紙の写しを添付し、次の□に✔を付けてください。（回答用紙の写しがあれば、(1)～(2)の記載は不要です。）

□以下は別添のとおりのため、記入しない

(1) 指定給水装置工事事業者一覧（全事業者）の掲載について

①　対応している給水装置の工事内容を教えてください。（該当するものに〇）　※複数回答可
【 (新設)・ 改造 ・ 撤去 ・ (修繕) 】
②　営業時間　（例）午前８時～午後５時　（例）２４時間　等
（営業時間が修繕対応時間と異なる場合は、別途、修繕対応時間も記入してください。） 営業時間９時～17 時
③　休業日　（例）土･日･祝日　（例）隔週土曜日･日
土･日･祝日
④　夜間等緊急時の連絡先
（掲載しない場合は、未記入で構いません。掲載する場合は、確実に連絡が取れる電話番号を一つ記入願います。） 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（代表者携帯）
⑤　札幌市公式ホームページの全事業者名簿にて公表しても良い項目に丸をつけてください。　※複数回答可
【 (A)対応工事内容 ・ (B)営業時間 ・ (C)休業日 ・ (D)緊急連絡先 】

(2) 修繕工事を行う指定給水装置事業者名簿の掲載について

上記①で、修繕工事の対応をしていると回答した方に伺います。（修繕対応を行ってない場合記載不要）

⑥　札幌市公式ホームページの**修繕工事施工指定事業者名簿に掲載を希望**しますか。（上記②～③及び下記⑦～⑨についてはすべて公表となります。また、これらの記載がない場合は名簿に掲載できません）	【(はい)・ いいえ 】
⑦　一般修繕（水抜栓のパッキン取替え等の一般的な修繕）を施工しますか。	【(はい)・ いいえ 】
⑧　漏水修繕（埋設管等の漏水修理）を施工しますか。	【(はい)・ いいえ 】
⑨　凍結修繕（凍結解氷）を施工しますか。	【 はい ・ (いいえ)】

※　業務内容に変更が生じた場合は、速やかに札幌市水道局にその旨を届け出るようお願いします。

別紙１

（記載例４）

２　札幌市水道局または日本水道協会等が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

受講年月日　〇〇年 〇〇月 〇〇日 ・ 未受講
未受講の場合、その理由（　　）

３　給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去５年以内）

・外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。
・自社内研修については、研修会名（実施団体）欄に、研修内容を記載してください。
・行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

※研修に含まれるべき事項	
①　水道法（給水装置関連）	②　給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報
・給水装置工事主任技術者の職務と役割	③　給水装置の事故事例と対策技術
・給水装置の構造及び材質	④　給水装置の維持管理（故障・異常の原因と修繕工事法）

受講者名	研修会名（実施団体）	受講年月日
水道　太郎	給水工事振興財団　ｅラーニング	R〇年〇月〇日
水道　花子	自社内研修 給水装置工事の事故事例と対策について	R〇年〇月〇日

水道法施行規則

第 36 条　法第 25 条の８に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4　給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

（記載例４）

４　過去１年以内の給水装置工事に主に従事した、適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況（下請け等も含む）

・資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。
・過去一年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。
・「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。
・行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

※保有資格等の例
① 水道事業者等によって行われた試験等による資格（配管工、その他類似の名称のものを含む）
② 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 44 条に規定する配管技能士
③ 職業能力開発促進法第 24 条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者
④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能に係る検定会の合格者
（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）

□「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない

技能を有する者の氏名	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか（○×を記入）	保有している資格等	工事年度
水道　太郎	○	配管技能者講習会修了者	R4

水道法施行規則

第 36 条　法第 25 条の８に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

2　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。